

東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者住宅条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項中「第3項」を「第4項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第3項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用者（省令第8条に規定する者に限る。第31条第3項において同じ。）が次条の規定による申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の高齢者住宅の毎月の使用料を、毎年度、令第2条に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第29条第1項及び第2項中「第16条第1項の規定により認定した」を削る。

第31条第1項中「の間」の次に「。第3項において同じ。」を加え、同条第2項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 使用者が第29条第1項の規定により収入超過者と認定された場合において第15条の規定による申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第14条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、当該使用者の高齢者住宅の毎月の使用料を、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第33条第1項中「及び」の次に「第2項並びに」を、「第31条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

別表中「東大和市芋窪5丁目1, 270番地の5」を「東大和市芋窪5丁目1270番地の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。